

道徳のかけ橋

平成29年11月6日発行
第 1 3 号
福島県教育庁
義務教育課

各地区において、平成29年度道徳教育推進協議会が開催されています。

各地区においては、右記の日程・会場で道徳教育地区別推進協議会が開催されています。この研修会は、各学校が3年に1回参加できるよう割り当てて実施しています。

9月13日には、会津地区の道徳教育推進協議会が喜多方市立駒形小学校で開催され、2学級の授業公開をはじめ、道徳教育指導者養成研修報告や実践報告等が行われました。さらに、上越教育大学大学院の早川裕隆教授の講話をお聞きし、その後、「児童生徒の望ましい道徳性を育成するために」をテーマに研究協議を行いました。協議には、各市町村のPTA代表者も参加し、地域社会や家庭における子どもたちの様子から、各地区の現状や課題について積極的に話し合っていました。

それぞれの協議会において、各地区及び自校の道徳教育の「強み」と「弱み」が明確になり、道徳教育の充実に向けた見通しがもてるようになりました。

地区	会場	日時
県北	伊達市立大田小学校	11/24(金)
県中	県立小野高等学校	10/ 2(月)
県南	棚倉町立棚倉中学校	11/ 8(水)
会津	喜多方市立駒形小学校	9/13(水)
南会津	檜枝岐村立檜枝岐小学校	10/ 6(金)
相双	原町市立原町第三中学校	11/16(木)
いわき	いわき市立赤井中学校	11/13(月)

前号に引き続き、「特別の教科 道徳」の実施に向けた地区別研修会の説明と質問いただいた内容について、とりまとめたものを掲載します。今回は2回目です。

道徳教育全体計画はどう作成すればよいの？別業はどうすればよいの？

小（中）学校学習指導要領第1章総則
第4 指導計画の作成にあたって配慮すべき事項 3 抜粋

□ 道徳教育の**全体計画の作成**
⇒重点目標の設定
⇒各教科等における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法の明示
活用しやすい工夫（小（中）学習指導要領解説・総則編）
例えば、各教科等における道徳教育に関わる指導の内容及び時期を整理したものを、道徳教育に関わる体験活動や実践活動の時期等が一覧できるもの、道徳教育の推進体制や家庭や地域社会等との連携のための活動等が分かるものを**別業**として加えるなどして、年間を通して具体的に活用しやすいものとするのが考えられる。（参照：道徳のかけ橋第4号 平成26年12月15日発行）

小・中・通

□ **校長の方針の下に、道徳教育推進教師を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開すること。**
道徳教育推進教師の役割（小（中）学習指導要領解説・総則編）
○ 道徳教育の指導計画の作成に関すること
○ 全教育活動における道徳教育の推進、充実に関すること
○ 道徳科の充実と指導体制に関すること
○ 道徳用教材の整備・充実・活用に関すること
○ 道徳教育の情報提供や情報交換に関すること
○ 道徳科の授業公開など家庭や地域社会との連携に関すること
○ 道徳教育の研修の充実に関すること
○ 道徳教育における評価に関すること など

道徳教育全体計画の作成を含め、学校の教育活動全体で行う道徳教育については、新学習指導要領「総則」に記述されています。全体計画は、校長のリーダーシップの基、道徳教育推進教師が要となり、全教職員で作成することが大切です。なお、全体計画等の具備すべき内容については、総則解説編に記述されていますので参照願います。また、「別業」についても、作成に係るロードマップを作成し、全教員の願いのこもった内容と形式で計画的・組織的に作成したいものです。「別業」の作成にあたっては、「(H26.12.15)道徳のかけはしNO.4」を参照願います。

教科用図書の導入で何が変わるの？

【ポイント1】検定教科書の導入について①

法的根拠

教科書の法的根拠	学校教育法34条（教科用図書・教材） 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する 教科用図書を使用しなければならない。 （中学校も準用）
教科書の定義	教科書の発行に関する臨時措置法2条（定義） この法律において「教科書」とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及びこれらに準ずる学校において、 教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材 として、教授のように供せられる児童又は生徒用図書であって、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものをいう。

副読本や「私たちの道徳」を大切にしながら、比較的自由に教材を選択し活用していた今までと違い、教科書には「主たる教材」としての使用義務があります。今後は、採択された教科書の教材を中心に、年間指導計画を作成することになります。なお、教材の配列は、今まで通り、各学校の特色や行事、各教科等の関連に応じて配列を工夫することが大切です。



教科用図書以外の教材以外を使用してはいけないの？

Q：ふくしま道徳教育資料集の活用は今後どうなるか。

- (小学校学習指導要領解説第4章 指導計画の作成と内容の取扱い 第4節 道徳科の教材に求められる内容の観点 1 教材の開発と活用の工夫)
- (2) 多様な教材を活用した創意工夫ある指導道徳科においても、主たる教材として教科用図書を使用しなければならないことは言うまでもないが、**道徳教育の特性に鑑みれば、各地域に根ざした地域教材など、多様な教材を併せて活用することが重要となる。**様々な題材について郷土の特色が生かせる教材は、児童にとって特に身近なものに感じられ、教材に親しみながら、ねらいとする道徳的価値について考えを深めることができるので、**地域教材の開発や活用にも努めることが望ましい。**
- (同 2. 道徳科に生かす教材)
- (3) 多様な見方や考え方のできる事柄を取り扱う場合には、特定の見方や考え方に偏った取扱いがなされていないものであること
なお、**教科用図書以外の教材を使用するに当たっては、「学校における補助教材の適正な取扱いについて」(平成27年3月4日 初等中等教育局長通知)**など、関係する法規等の趣旨を十分に理解した上で、適切に使用することが重要である。

- 「主たる教材」としての教科用図書教材
⇒ 今後は主題、教材の配列としての「年間指導計画」が極めて重要
- 「副教材」として、ふくしま道徳教育資料集をはじめ、市町村発行の道徳教育資料集等を積極的に位置付けたい。
⇒ 意図的・計画的・組織的な計画と活用を

「ふくしま道徳教育資料集」「市町村発行の道徳資料集」等の教材は、地域に根ざした教材として大切にしたいものです。

また、「私たちの道徳(WEB版)」や「小(中)学校 道徳読み物資料集(文科省)」等の活用も考えられます。教科書以外の教材を年間指導計画に位置付ける場合は、教科書教材との対応が分かるようにしておくことが望ましいと考えます。

なお、教科用図書以外の教材の年間指導計画への位置付けと活用にあたっては、学年や学校としての組織的な対応と校長の判断はもちろん、市町村教育委員会の指導助言の基に行うこととなります。

Q 道徳教育の全体計画の作成に当たって、どんなことに配慮すべきですか。

以下のポイントについて、学校としての計画(ロードマップ)を明確に描くことができるのか、円滑な実施に向けた、今後の大きなポイントとなります。

- A
- 「重点目標」「指導の重点化」(重点とする内容項目の設定)を校長の方針の下、道徳教育推進教師が要となり、全職員が共有しながら作成しているか。また、全体計画の項目は、総則等に照らして適切か。
 - 「学校のいじめ防止基本方針」や「各種教育の目標や全体計画」等と道徳教育との関連性や整合性が図られているか。
 - 別葉をどのような形式でどのような計画でつくり、いかに実効性のある計画にしていけるか。
 - 評価をいつ、どのような体制で実施していくのか、保護者等にどのタイミングで周知していくか。

Q 自作教材は、今後活用することができなくなるのでしょうか。

- A 自作教材の作成と活用については、授業者単独の判断であったり、その場限りの活用となったりしないことが大切です。そのためには、「小(中)学校学習指導要領解説 特別の教科道徳編 第3章 道徳科の内容 第2節 内容項目の指導の観点」に照らして、児童生徒の発達段階や特性に見合っているか、さらに「同第4章 指導計画の作成と内容の取扱い 第4節 道徳科の教材に求められる内容の観点」に沿っているかを踏まえて、教材の具備すべき条件を備えているか事前に精査し、その使用が適切かどうか、校長の指導の下、学年や学校で共通認識をもって確認する手続きが必要となります。

Q 複式学級の年間指導計画をどう作成すればよいか教えてください。

- A 小(中)学校学習指導要領「第3章 特別の教科 道徳 第3 指導計画の作成と内容の取扱い」では、「各学年の内容項目について、相当する学年において全て取り上げることとする。」とされていますので、御留意ください。

さらに、小学校学習指導要領解説「特別の教科 道徳編 第3章 道徳科の内容 第1節 内容構成の考え方(3)」には、「～特に必要な場合は、他の学年の内容項目の指導を加えることはできる～」とされており、いわゆる飛び複式学級や変則複式学級の指導において、該当学年にはない内容項目を加えて指導できる旨が明記されています。

これらを踏まえると、複式学級における教育課程編成に際しては、次の3例が想定されます。

- A 学年別の学習とし、それぞれの学年がそれぞれの目標内容で学習(「直接指導」と「間接指導」の組み合わせによる指導。通常の教科書給与による)
- B 2年間分をそれぞれ第1年次(A年度)と第2年次(B年度)別に平均に配当し、両学年が同目標内容で学習(該当する両学年の教科書の同時(一括)給与)
- C 2年間分の学習内容について、A年度は○学年の教材を主に、B年度は●学年の教材を主に配当し、両学年が同目標内容で学習(A年度は○学年の教科書給与、B年度は●学年の教科書給与)

繰り返しますが、BやCでは、該当学年にない内容項目を加える場合も想定され、当該学年の全ての内容項目が取り上げられているか細心の注意を払う必要があります。また、いずれのケースにおいても、今後の学級編制の推移を想定し、教科書給与上の事務手続きを適切に行うするなど、学校全体として見通しをもった対応が求められます。さらに、市町村の様々な事情により、ケースが限られる場合もありますので、各市町村教育委員会に確認願います。